

令和6年5月31日招集

第2回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第2回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月31日(金) 午後1時30分から午後2時50分まで

2. 開催場所 あいぽーと佐渡 多目的ホール

3. 出席委員：(23名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聰	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
13. 北見 尚志	14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員：(1名) 16. 西村 幸子

5. 傍聴者：(なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画(売買)の決定について

議案第8号 農用地利用集積計画(貸借)の決定の取消しについて

議案第9号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について

議案第11号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)

② 農地法施行規則29条の届出について

③ 農地転用事実確認願について

④ 農地改良届の受理について

⑤ 農地法第18条の規定による通知について

2) JA推薦委員からの連絡事項等について

3) 会務報告・会務予定について

4) その他

① 農地パトロールの参加報告について

② 観察研修の参加報告について

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶋 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実
主任 池 剛宏

8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第2回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。16番西村幸子委員の1名でございます。ただ今の出席委員は、委員定数24名中、23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。総会での報告、説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願ひいたします。
議長	それでは、第2回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	「異議なし」の声がございましたので21番渡邊実委員、22番久保委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。5月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	5月分の農地部会を5月20日に開催しまして、農地部会所掌案件について、審査をいたしました。その結果、事務局より提示された議案について議案第9号以外について許可相当として総会に上程することといたしました。 なお、議案第9号については、一部の案件について全部効率利用また地域との調和について意見があったため、後日事務局を通して、県農業会議、県農林公社に確認を求めたところ、不許可とすることには当たらないとの意見をいただきましたので議案第9号についても、許可相当として総会に上程することといたしました。 また現地確認つきましては、各担当委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」7件を上程します。事務局から説明をお願いします。
	議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願です。議案書2ページになります。

事務局	<p>す。今月の案件 7 件、田 15 筆 12,682 平米、畑 6 筆 2,332 平米、合計 15,014 平米です。</p> <p>案件番号 1 番、東京都の遺言執行者の方からの申請になります。潟端の畑 1 筆 578 平米、森林の様相により山林で整理するものです。</p> <p>案件番号 2 番、新潟市東区の方からの申請で加茂歌代の田 1 筆 356 平米、荒廃化が著しく農地に復元することが困難なため、原野で整理するものです。</p> <p>案件番号 3 番、小川の方からの申請で小川の田 2 筆 3,234 平米、荒廃化が著しく、農地に復元することが困難なため原野で整理するものです。</p> <p>案件番号 4 番、石名の相続人の方からの申請で石名の畑 3 筆 1,408 平米、農地の荒廃化が著しく農地に復元することが困難なため原野と森林の様相により山林で整理するものです。</p> <p>案件番号 5 番、東京都の方からの申請で上矢馳の畑 1 筆 311 平米、森林の様相により山林で整理するものです。</p> <p>案件番号 6 番、東京都の方からの申請で山田と青野の田 12 筆 9,092 平米、荒廃化が著しく農地に復元することが困難なものは原野、それから森林の様相であることについては山林で整理するものです。</p> <p>案件番号 7 番、真野新町の方からの申請で吉岡の畑 1 筆 35 平米、耕作面積が小さく宅地と一体化しているため宅地で整理するものです。</p> <p>以上 7 案件については、非農地の基準を満たせると考えます。説明は以上です。</p>
議長	それでは、案件 1 番、2 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号 1 番、2 番について 4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。事務局の説明の通り非農地の基準を満たしていますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	次に、案件 3 番について現地調査を行った 13 番北見委員から報告をお願いします。
13 北見 尚志	案件番号 3 番について、2 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。事務局の説明のとおり、非農地の基準を満たしています。ご審議よろしくお願ひします。
議長	次に、案件 4 番について現地調査を行った 17 番本間一寿委員から報告をお願いします。
17 本間 一寿	案件番号 4 番について 4 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認をしました。事務局の説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議お願いします
議長	次に、案件 5 番、6 番について現地調査を行った私から報告します。案件番号 5 番は昨年の 12 月 25 日に、6 番は昨年の 8 月 24 日に現地調査を行いました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議よろしくお願ひします。

	次に、案件 7 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23 佐々木 隆正	案件番号 7 番について、4月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。事務局の説明のとおり非農地の基準を満たしています。ご審議よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 7 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」 7 件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「非農地判断」 5 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。この非農地判断は、利用状況調査の結果、3 名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難(赤区分)と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の 5 ページから 6 ページと配布した別冊の資料をご覧ください。今月は 5 案件ございます。 案件 1 番、蛇の田 4 筆、畑 1 筆、計 4,347 平米。最新の航空写真により判断しました。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。今月の案件は 5 件とも前任の委員により判断いただいたものとなりますが、所有者の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認としております。 非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。
議長	それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 1 番から 5 番について採決を行います。案件 1 番から 5 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし

議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 非農地判断について」案件1番から5番の5案件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農地法第3条の規定による許可申請」8件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条の許可申請となります。議案書の7ページ目からです。今月8件、田18筆14,826平米、畑7筆4,632平米、計19,458平米。</p> <p>案件番号1番、神奈川県の方から小倉の方へ、立野の田1筆平64平米売買になります。</p> <p>案件番号2番、亡くなられた方の共同相続人4名の方から石名の方へ、石名の田4筆、畑1筆、計3,620平米。遺贈となります。</p> <p>案件番号3番、千葉県の方から沢根の方へ、八幡の田1筆996平米売買になります。</p> <p>案件番号4番、千種の方から千種の方へ、千種の田6筆計4,885平米売買になります。</p> <p>案件番号5番、東京都の方から金井新保の方へ、金井新保の田5筆5,326平米売買になります。</p> <p>案件番号6番、神奈川県の方から新穂正明寺の方へ、新穂正明寺の畑2筆734平米売買になります。</p> <p>案件番号7番、金丸の方から金丸の方へ、金丸の田1筆526平米売買になります。</p> <p>案件番号8番、亡くなられた方の共同相続人3名の方から阿仏坊の方2名へ、竹田の畑4筆3,307平米売買になります。8案件全て、許可要件を満たせると考えます。説明は以上です。</p>
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った7番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号1番につきまして、5月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており農地法第3条第2号各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、案件2番について現地調査を行った17番本間一寿委員から報告をお願いします。
17 本間 一寿	案件番号2番について、4月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており農地法第3条第2項各号該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	次に、案件3番について現地調査を行った9番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号3番につきまして、5月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。適正に管理されておりまして、農地法第3条第2項各号に該当しませんので、ご審議をよろしくお願ひします。

議長	続いて、案件4番、5番について現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5仲川 庸一	案件番号4番、5番につきまして、5月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	続いて、案件6番について現地調査を行った18番金切委員から報告をお願いします。
18金切 秀明	案件番号6番について、5月29日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどをよろしくお願ひします
議長	続いて、案件7番、8番について現地調査を行った23番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23佐々木 隆正	案件番号7番は5月24日、案件番号8番は4月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。適正に管理されており農地法第3条第2項各号に該当しませんので、ご審議をよろしくお願ひします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から8番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請」8件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第4条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請です。議案書10ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積625平米です。 案件番号1番、神奈川県の方からの申請です。申請地は畠野地区三宮の田625平米です。変更目的は桜の植樹です。申請理由は、農地の風よけとして周辺へ植樹したいものです。申請地の場所は11ページの地図をご覧ください。一般県道辰巳・宮浦線から北に約250メートルに位置し、周辺は宅地や農地が介在する、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の農地であり第2種農地に該当します。農地への風よけとして植樹するものであり、周囲の農地への影響もな

	く、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準の問題もないと考えます。以上のことから許可相当と判断しました。以上です。
議長	それでは、案件番号1番について、現地調査を行った10番忠野委員から報告をお願いします。
10忠野 佳純	5月27日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、集落内の生産性の低い農地であり許可基準も満たしています。ご審議よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。案件1番につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。
	次に、「議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第5号、農地転用事業計画変更承認申請です。議案書12ページです。</p> <p>農地法第4条、第5条による転用許可を受けた後、当初の目的を達成することが困難となり、その事業計画を変更したい場合には計画変更申請の承認が必要となるため申請のあったものです。</p> <p>今月2件、田12筆9,823平米。申請者は案件番号1番、2番ともに同じ千葉県の会社です。</p> <p>案件番号1番、申請地の場所は13ページの地図をご覧ください。申請地は金井地区千種の田8筆7,469平米。場所は、佐渡市役所旧第2庁舎の北側の270mに位置しています。申請地周辺は市街化が進んでいる地域で市役所から300m以内にある農地で第3種農地の農地に該当します。変更内容は令和5年7月19日に佐農委許可第5014号により、貸駐車場の設置を目的に農地法5条の許可を受けたのですが、工事のため土質の調査を行ったところ、広範囲に軟弱地盤であることが判明したため、土質の改良工事に長期の時間がかかることから、工事の完了日を変更するものです。</p> <p>案件番号2番、申請地の場所は14ページの地図をご覧ください。申請地は千種木戸沢の田4筆2354平米。場所は、金井地区の国道350号線、千種駐在所入口交差点から北西に200メートルに位置した市街地の中にある第3種農地に該当します。変更内容は、令和5年9月29日に佐農委許可第5024号により医師職員住宅、駐車場の設置を目的に農地法5条の許可を受けたのですが、建設工事に従事する職方の確保が困難となっていることから、工事計画の変更が生じたため工事の完了日を変更するものです。ご審議よろしくお願いします。</p>

議長	それでは、案件1番、2番について現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5仲川 庸一	案件番号1番、2番共に5月28日に現地確認を行いました。事務局説明のとおり、事業計画の変更が必要となったため、計画変更承認申請により計画を変更するもので、やむを得ないものと考えます。ご審議よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。「議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請」2件を承認とすることにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請」2件を承認することに決定いたします。 次に、「農地法第5条の規定による許可申請」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請です。15ページをご覧ください。今月2件、田1筆213平米、畑2筆352平米、合計3筆565平米です。 案件番号1番です。譲受人が梅津、譲渡人が東京都の方です。申請地は、加茂歌代の田213平米、所有権の移転譲渡です。変更目的は駐車場の新設です。申請理由は、申請地付近で事業を営んでいるが、駐車スペースが不足しており、その事業のため駐車場が必要となったため、申請地を駐車場として利用するものです。申請地は16ページの地図をご覧ください。国道350号線の外城橋から北に約25メートルに位置し、周辺は市街地の中にあり住宅や事業所が連坦する区域であり、第3種農地に該当するので立地基準も問題ありません。また、排水も発生しないことから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり、許可基準を満たしております。 次に案件番号2番です。譲受人が佐渡市、譲渡人が栃木県の方です。申請地は、真野大川の畑352平米、所有権の移転売買です。変更目的は広場、庭、家庭菜園の設置です。子供の野球の練習等のため自宅の隣接地を広場等として利用するものです。申請地は17ページの地図をご覧ください。一般県道阿仏坊・新町線から南へ約250メートルに位置する農地で、農業公共投資の対象となってない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。自宅の隣接地を広場等として利用するもので、周囲に農地はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準の問題もありません。以上のとおり、許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	それでは、案件番号1番について、現地調査を行った7番山田委員から報告をお

	願いします。
7 山田 隆生	案件番号 1 番につきましては 5 月 28 日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。申請地は事務局説明のとおり、両津地区の住宅が連坦する市街地にある農地を駐車場として整備するものです。転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	次に、案件番号 2 番について、現地調査を行った 23 番佐々木隆正委員から報告をお願いします。
23 佐々木 隆正	案件番号 2 番について、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局説明のとおり転用許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 2 番につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」2 件を許可することに決定いたします。
	次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」5 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、18 ページから 20 ページです。
	案件 1 番、八幡の田 7 筆 6,263 平米。
	譲受人、譲渡人及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 5 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（売買）の決定」5案件について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消し」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消しについて説明いたします。議案書は、21ページです。今月は1案件です。</p> <p>案件1番、白瀬地内の田5筆を新潟市の方から白瀬の方が、令和6年3月から令和9年3月まで物納で3年間相対契約により借り受ける内容により、3月総会で許可決定いただいたものになりますが、決定後に所有者・耕作者双方に契約書類の写しを発送した結果、所有者に郵便が届かないことから事務局で登記事項を確認したところ、昨年10月に相続登記がされていることを確認しました。</p> <p>事務局から耕作者に連絡のうえ、相続登記後の所有者と改めて契約いただくことを確認したことから、案件番号1番のとおり3月に決定いただいた相対契約を取り消すものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消しについて質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。この案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第8号 農用地利用集積計画（貸借）の決定の取消し」1案件について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」110件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は110案件です。</p> <p>案件1番、千種の田9筆13,924平米。物納9筆で米240kg。</p> <p>借り手、貸し手及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、議事参与案件は案件1番の1件です。以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>

	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件1番について採決を行います。5番仲川庸一委員の退席をお願いします。
	(委員 退席)
議長	それでは、案件1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第9号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件1番を原案のとおり決定することにいたします。
	(委員 着席)
議長	次に、議事参与案件であった案件1番を除いた案件2番から110番までの109件について一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第9号農用地利用集積計画（貸借）の決定について」、案件2番から110番までの109案件を原案のとおり決定することといたします。
	次に、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について」79件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について説明いたします。議案書は、22ページから49ページまでで、79件ございます。</p> <p>22ページに意見の照会文書、23ページに意見書のひな型、24ページ以降に案件1番から79番まで計画案となります。</p> <p>案件番号1番、畠野地区飯持の耕作者が、新たに大久保地内の田2筆計5,954平米を中間管理機構から令和10年まで5年間借り受けるものです。案件番号2以降の耕作者、借受地番、対価、期間等については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>この内容は、令和4年11月まで農地中間管理事業の農用地利用配分計画案として提案していたものと同様に、農地中間管理機構から耕作者について利用権を設定する案件ですが、この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき農地中間管理機構が定めるものとされており、同法第19条第3項の規定に基づき市町村から依頼がある毎に、農業委員会はこの促進計画案について市町村に意見を提出することになります。説明は以上です。</p>
議長	それでは、農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

	(意見、質問なし)
議長	<p>ご質問等がないようですので「議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。</p> <p>次に、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」13 件を上程します。はじめに、編入案件の 1 番について審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 50 ページをご覧ください。この度、農業振興地域の変更に係る意見照会ということで佐渡市長・農業政策課から、農用地区域への編入と除外に係る手続きにおいて、農業委員会に意見を求めるものとなります。今回、全部で 13 件ございます。</p> <p>まずは農振区域への編入 1 件です。案件番号 1 番、畠野地区浜河内の案件で、浜河内の方からの申請です。変更目的が中山間地域等直接支払制度の対象とするため、農振区域に編入したいということで、申請されたものです。所在地は浜河内の山林 1 筆 1,811 平米です。現地は柿の苗木が植えています。農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思われます。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
	(意見、質問なし)
議長	<p>ご質問等がないようですので、編入案件 1 番につきまして、採決を行います。編入案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」編入案件 1 番を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>続きまして、除外案件 2 番から 13 番について審議します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、除外の案件です。12 件ございます。</p> <p>案件番号 2 番、両津地区梅津の案件です。埼玉県の方からの除外申請です。申請地は梅津の畠 2 筆 94 平米。変更目的は、納屋の建築です。場所は、佐渡中等高等学校から北へ 500 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。</p> <p>案件番号 3 番、両津地区秋津の案件です。千葉県の会社からの除外申請です。申請地は、秋津の田 1 畝 439 平米、畠 3 畝 3,074 平米。変更目的は、駐車場の整備です。場所は、佐渡空港の事務所から西へ 50m 程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。</p>

案件番号 4 番、佐和田地区八幡の案件です。新潟市の方からの除外申請です。申請地は八幡の畠 1 筆 62 平米。変更目的は、農家住宅の増築です。場所は、八幡小学校から南へ 500 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。

案件番号 5 番、佐和田地区市野沢の案件です。市野沢の方からの除外申請です。申請地は、市野沢の田 1 筆 386 平米。変更目的は、一般住宅の建築です。場所は旧国道 350 号線の市野沢バス停から北へ 500 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。

案件番号 6 番、金井地区水渡田の案件です。水渡田の方からの除外申請です。申請地は水渡田の田 1 筆 86 平米。変更目的は、納屋の建築です。場所は、主要地方道佐渡縦貫線（横宿線）の水渡田バス停から南へ 30 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。

案件番号 7 番、畠野地区畠野の案件です。畠野の方からの除外申請です。申請地は、畠野の田 1 筆 672 平米、畠 1 筆 8.05 平米。変更目的は、一般住宅の建築です。場所は、一般県道多田・皆川・金井線の畠野十字路バス停から北へ 250 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。

案件番号 8 番、真野地区吉岡の案件です。真野の方からの除外申請です。申請地は、吉岡の畠 1 筆 35 平米。変更目的は駐車場の整備です。場所は、主要地方道両津・真野・赤泊線の真野中学校から東へ 30 メートル程に位置しています。この案件は議案第 1 号、農地法の適用を受けない事実確認願の案件番号 7 番と同じ農地となります。

案件番号 9 番、真野地区金丸の案件です。金丸の方からの除外申請です。申請地は、金丸の田 1 筆 259 平米。変更目的は一般住宅の建築です。場所は、一般県道辰巳・中興線落合橋バス停から東へ 300 メートル程に位置しています。申請地周辺は農地の広がりがある第 1 種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設に該当するため止むを得ないものと思われます。

案件番号 10 番、小木地区宿根木の案件です。宿根木の方からの除外申請です。申請地は、宿根木の田 1 筆 409 平米。変更目的は農家住宅の建設です。場所は、主要地方道佐渡一周線の宿根木新田、千石船資料館から東へ 200 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団（10 ヘクタール未満）の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。

案件番号 11 番、羽茂地区羽茂大崎の案件です。東京都の会社からの除外申請です。申請地は羽茂大崎の田 1 筆 4 平米。変更目的は携帯電話用基地局の建設です。場所は、羽茂大崎の諏訪神社付近に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。

	<p>案件番号 12 番、羽茂地区羽茂上山田の案件です。羽茂上山田の方からの除外申請です。申請地は羽茂上山田の田 1 筆 205 平米。変更目的は駐車場の整備です。場所は、羽茂上山田の上山田集落開発センターから北へ 450 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。</p> <p>案件番号 13 番、赤泊地区徳和の案件です。徳和の方からの除外申請です。申請地は徳和の田 1 筆 772 平米。変更目的は植林です。</p> <p>場所は東光寺の東光寺前バス停から東へ 350 メートル程に位置しています。申請地の農地区分は第 2 種農地、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。非農地を含めた代替地の検討で整理が出来れば問題ないものと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。除外案件 2 番から 13 番につきまして、一括して採決を行います。除外案件 2 番から 13 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見」除外案件 2 番から 13 番につきまして、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上で農地部会所掌案件における議案審議はすべて終了いたしました。それは、農地部会協議報告事項に移ります。</p> <p>はじめに、「農地の転用事実に関する照会」 3 件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、52 ページをご覧ください。今月、法務局照会 3 件ありました。</p> <p>1 件目は、申請者が東京都の方で、土地の表示は相川羽田村の畠 1,347 平米です。現況は非農地。山林化の様相でした。転用許可は不要な案件となります。</p> <p>2 件目は、申請者が新潟市の方で、土地の表示は平清水の畠 1 筆 99 平米です。現況は非農地。農業用施設（農業用倉庫）敷地でした。許可不要の案件です。</p> <p>3 件目は、申請者が東京都の方で、土地の表示は羽茂本郷の畠 1 筆 235 平米です。現況は非農地。農家住宅の建築で建築済みです。転用許可は昭和 51 年 3 月 26 日佐農地第 5046 号、農地法第 5 条許可を取っておりました。</p> <p>確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

議長	次に、「農地法施行規則第 29 条の届出について」2 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 53 ページです。農業用施設に係る届出となります。今月 2 件ございます。</p> <p>1 件目は、椎泊の方からの届出です。場所は椎泊の畠 1,854 平米の内 63 平米。納屋の建築です。工事期間は 6 年 10 月 31 日までとなっています。</p> <p>2 件目は石田の方からの届出です。場所は八幡の畠 2,668 平米の内 108 平米。牛舎の建築です。工事期間は 6 年 8 月 31 日までとなっています。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	次に、「農地転用事実確認願」2 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 54 ページをご覧ください。転用事実確認願 2 件ございます。</p> <p>1 件目は、申請者は戸地の方で、土地の表示は戸地の畠 915 平米です。転用目的は植林で植林済みです。平成 27 年 12 月 18 日に佐振農地第 4012 号で農地法第 4 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和 6 年 4 月 11 日です。現地は地元委員より 4 月 26 日に確認済みです。</p> <p>2 件目は、申請者は戸地の方で、1 件目と同じ方です。土地の表示は戸地の畠 641 m²です。転用目的は植林で植林済みです。平成 27 年 12 月 18 日に佐振農地第 5020 号で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和 6 年 4 月 11 日です。現地は地元委員より 4 月 26 日に確認済みです。</p> <p>以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	次に、「農地改良届」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、55 ページをご覧ください。農地改良届 1 件ございます。申請者が泉の方で、土地の表示は泉の田 4 筆合計 1,281 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質は土で土量が 2,500 立米。期間は令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとするものです。現地確認日は議案書記載のとおりです。以上、農地改良届についてご報告させていただきます。
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いし

	ます。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 56 ページから 60 ページまでで 8 件ございます。今月は受け手が不在となる利用調整案件はございません。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、(2)「JA推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。JA推進委員からお願ひします。
J A 推進委員	(JA推進委員報告)
議 長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、JA推薦委員からの連絡事項は終わりました。 次に、(3)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 次に、(4)「その他」について、委員の皆様、事務局から何かございますか。 (意見、質問なし)
議 長	その他がないようですので、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは、終わりに佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木隆正会長 職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議長 24番 金田 勝廣

署名委員 21番 渡邊 実

署名委員 22番 久保 守